

リチウムイオン電池などの 収集を開始します！

問合せ先

市民生活課環境衛生係 TEL ② 3 1 8 9 / 消防本部総務予防課予防係 TEL ② 2 7 7 1

4月からリチウムイオン電池を含む小型充電式電池を資源ごみ(有害ごみ)として収集します。安全な収集、リサイクルのため、ごみの適切な分別にご協力をお願いします。

【開始日】4月1日(水)

【出し方】資源ごみの収集日に、無色透明の袋に電池だけを入れ出してください。

※注意事項

▶ 充電電池は電池切れの状態にし、テープで絶縁してください。

▶ 小型充電式電池内蔵製品のうち電池を取り外すことができる製品(デジタルカメラ、コードレス掃除機など)は電池を取り外し、電池は資源ごみとして、製品本体は小型家電もしくは一般ごみとして出してください。

▶ 膨張しているものや壊れているモバイルバッテリーは、衝撃や圧力で発火する恐れがあり、危険です。処分する場合は、収集日に出不さず直接、市役所環境衛生係窓口までお持ちください。

【収集する電池の種類】乾電池、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、ボタン式電池、コイン式電池、小型充電式電池内蔵製品、モバイルバッテリー、電子タバコ、電気シェーバー

1、ハンディファンなど

【リチウムイオン電池の判別法】電池本体に下図のマークが表示されています。



【収集できないものの例】鉛蓄電池、ポータブル電源



◆ リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやハンディファン、作業用空調服など、身の回りのさまざまな製品に使用されています。

ですが、これらの製品が原因と考えられる火災が全国で多発しています。このような事故などを防ぐため、次のことに気を付けて正しく使用・管理してください。

■ 衝撃を与えない・電池本体を分解しない・高温多湿の場所に保管しない

■ 充電器やモバイルバッテリーなどは、日本の安全基準を満たしたことを示す P S E マーク(下図)の表示がある製品を使う



■ 膨張、異臭、発熱などがあつた場合はすぐに使用を中断する

※ 一時的な保管が必要な場合は、不燃性の容器に入れるなど安全な対策を講じる

■ 製品の取扱説明書や、リコール情報を確認する

■ 万が一発火した場合は、煙や火花が飛び散っているときは近寄らず、火花が収まってから消火器や大量の水で消火し 119 番通報する。

資源ごみ(紙類)の 分別にご協力を！

問合せ先

市民生活課環境衛生係 TEL ② 3 1 8 9

市では紙類(資源ごみ)を雑誌類、新聞類、ダンボール類、紙パック類の4種類に分別し、種類ごとに束ねて出してください。しかし、混在したものが束ねられていたり、一般ごみが混入していると、収集後改めて処分場で分別することになります。リサイクルを推進し、一般ごみ減量化のためにも、今後も分別の協力をお願いします。

混ぜないでそれぞれ種類ごとに束ねてください

混入していた一般ごみ類

プラスチックの注ぎ口がついた紙パック、カップ麺のふた、紙の手提げ袋、紙ヨップ、取り出し口のビニールが外されていない箱ティッシュなど

雑誌類
雑誌、カタログ

新聞(チラシ)類
新聞、チラシ、パンフレットなど

紙パック類
牛乳などの紙パック
軽く洗って、開いて束ねる

ダンボール類
ダンボール、食品などの箱

受け付けます

市道民税の申告と所得税の確定申告

市道民税電話申告 ▶ 2月2日(月)～3月16日(月) / 所得税確定申告 ▶ 2月16日(月)～3月16日(月)

年末調整を受けていない方や医療費控除を受けようとする方は、確定申告で納付する税額が確定し、税の還付を受けられる場合があります。

2月は各市民センターで行われる確定申告と同じ日程で移動市役所が運行します

市道民税の申告が不要な方

- ▶ 税務署で確定申告を行った方
- ▶ 年末調整を行った給与以外の収入が無く、控除内容に変更のない方

申告は忘れずに

市道民税の申告を行わないと次の軽減などが受けられない場合がありますので、必ず申告してください。

- ▶ 国民健康保険料・国民年金保険料などの軽減
- ▶ 扶養関係の証明など

用意する書類など

申告に必要な持ち物のチェックにお使いください。



- マイナンバーカードの写し、または通知カードと本人確認書類(運転免許証など)の写し
- 市民税・道民税申告書(送付された方のみ必要)
- 本人・扶養親族の源泉徴収票
- 健康保険料・介護保険料の領収書など
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の明細書または医療費通知(「医療費のお知らせ」など)
- 本人・扶養親族の身体障害者手帳など
- 本人名義の預金通帳および銀行印
- その他申告に必要な書類

三笠市内の申告日程

日程	会場	時間
2月2日(月)～13日(金)	市役所(電話での申告) (Tel.23186)	9:00 ～ 12:00
		13:00 ～ 16:00
16日(月)	弥生市民センター	9:30 ～ 11:30
	幾春別市民センター	13:00 ～ 15:00
17日(火)	多目的研修センター	9:30 ～ 11:30
	岡山市民センター	13:00 ～ 15:00
18日(水)	三笠市民センター	9:30 ～ 12:00
		13:00 ～ 15:00
19日(木)	幌内市民センター	9:30 ～ 11:30
	唐松市民センター	13:00 ～ 15:00
20日(金)	美園市民センター	9:30 ～ 12:00
24日(火)	山の手市民センター	13:00 ～ 15:00
25日(水)～3月16日(月)	市役所(201号室)	9:00 ～ 12:00
		13:00 ～ 15:00

※申告の内容によって受け付けと順序が変わったり、長時間お待ちいただくことがあります。医療費の集計を済ませておくことで受け付けがスムーズに行えます。

※土・日曜日、祝日を除きます。

給与または年金以外の収入がない方で生命保険料控除などの証明書や医療費控除の明細書など提出書類がない方は電話で申告することができます。

岩見沢税務署の申告日程

会場	税の種類	申告期間
岩見沢税務署 岩見沢市2条東4丁目 Tel.0126-22-0810	所得税	2月16日(月)～3月16日(月)
	贈与税	2月 2日(月)～3月16日(月)
	消費税	3月31日(火)まで

【受付時間】9:00～16:00

※土・日曜日、祝日を除きます。

※入場には、入場整理券が必要です。

【問合せ先】税務財政課市税係 Tel.23186